

# 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について

## 介護職員等特定処遇改善加算とは

他の業種との賃金格差を縮めるほか、加算を取得するにあたって賃金改善以外に職場環境の改善等を行い、離職率の高い介護職を少しでも多く定着させるために設けられた加算制度であるが（介護職員等処遇改善加算）、特定処遇改善加算は加算の拡充も含め、介護人材確保のための取組をより一層進めるため経験・技能のある職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を進めるため加算となっている。

## 見える化要件について」

### ● 処遇改善に関する加算の算定状況

処遇改善加算 I	<ul style="list-style-type: none"><li>・ デイサービスセンター高館山温泉</li><li>・ デイサービスセンターいわき山</li><li>・ デイサービスセンターSPA 大浦の湯</li><li>・ ヘルパーステーション高館山</li><li>・ ヘルパーステーション川先</li></ul>
特定処遇改善加算 I	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ヘルパーステーション高館山</li><li>・ ヘルパーステーション川先</li></ul>
特定処遇改善加算 II	<ul style="list-style-type: none"><li>・ デイサービスセンター高館山温泉</li><li>・ デイサービスセンターいわき山</li><li>・ デイサービスセンターSPA 大浦の湯</li></ul>

●賃金改善以外の処遇改善に関する取組

分類	内容
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修等の受講支援</li> <li>・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> </ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボット等の介護機器等導入</li> <li>・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li> <li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化等</li> <li>・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス情報の公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li> <li>・非正規職員から正規職員への転換</li> <li>・職員増員による業務負担の軽減</li> </ul>